



県章

滋賀県公報

令和8年(2026年)

1月 27日

号外(1)

火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目 次

○ 選挙管理委員会告示

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各選挙区の選挙長および同職務代理者の選任	2
令和8年2月8日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における近畿選挙区滋賀県選挙分会長および同職務代理者の選任	2
令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各選挙区の選挙会の日時および場所	2
令和8年2月8日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における近畿選挙区滋賀県選挙分会の日時および場所	3
令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙に用いる投票用紙および点字投票用紙の様式	3
令和8年2月8日執行の衆議院比例代表選出議員選挙に用いる投票用紙および点字投票用紙の様式	5
令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙においてポスター掲示場にポスターを掲示することができる日	7
令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者届出政党の政見放送の日時を定めるくじを行う日時および場所	7
令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序を定めるくじを行う日時および場所	7
令和8年2月8日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序を定めるくじを行う日時および場所	8
令和8年2月8日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称および略称等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時および場所	8
令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各選挙区の選挙運動に関する支出金額の制限額	8
令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙に用いる封筒に押すべき選挙管理委員会印を刷込みとすることについて	8
令和8年2月8日執行の衆議院比例代表選出議員選挙に用いる封筒に押すべき選挙管理委員会印を刷込みとすることについて	9
令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各選挙区の選挙長印	9
令和8年2月8日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における近畿選挙区滋賀県選挙分会長印	9
令和8年2月8日執行の最高裁判所裁判官国民審査における滋賀県審査分会長および同職務代理者の選任	9
令和8年2月8日執行の最高裁判所裁判官国民審査における滋賀県審査分会の日時および場所	9
令和8年2月8日執行の最高裁判所裁判官国民審査に用いる投票用紙および点字投票用紙の様式	10
令和8年2月8日執行の最高裁判所裁判官国民審査において審査に付される裁判官の氏名等の掲示の様式	12
令和8年2月8日執行の最高裁判所裁判官国民審査に用いる封筒に押すべき選挙管理委員会印を刷込みとすることについて	13
令和8年2月8日執行の最高裁判所裁判官国民審査における滋賀県審査分会長印	13
地方自治法に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法および地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数ならびに地方自治法に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13

○ 衆議院小選挙区選出議員選挙各選挙区選挙長告示

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各選挙区選挙長の事務を取り扱う場所	14
令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において各選挙区選挙長が立候補の届出を受け付ける順位	15
令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において各選挙区選挙会の選挙立会人を定めるくじを行う日時および場所	15

○ 衆議院比例代表選出議員選挙近畿選挙区滋賀県選挙分会長告示

令和8年2月8日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における近畿選挙区滋賀県選挙分会長の事務を取り扱う場所	16
令和8年2月8日執行の衆議院比例代表選出議員選挙において近畿選挙区滋賀県選挙分会の選挙立会人を定めるくじを行う日時および場所	16

○ 最高裁判所裁判官国民審査滋賀県審査分会長告示

令和8年2月8日執行の最高裁判所裁判官国民審査において滋賀県審査分会長が行う告示の方法	16
---	----

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

滋選委告示第6号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各選挙区の選挙長および同職務代理者を次のとおり選任する。

令和8年1月27日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉 田 清 一

選挙長

区分	住 所	氏 名
滋賀県第1区	滋賀県野洲市	吉 田 清 一
滋賀県第2区	滋賀県大津市	柴 田 智 惠 美
滋賀県第3区	滋賀県彦根市	細 江 正 人

選挙長職務代理者

区分	住 所	氏 名
滋賀県第1区	滋賀県大津市	中 西 功
滋賀県第2区	滋賀県大津市	中 嶋 克 之
滋賀県第3区	滋賀県大津市	橋 本 明 郎

滋選委告示第7号

令和8年2月8日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における近畿選挙区滋賀県選挙分会長および同職務代理者を次のとおり選任する。

令和8年1月27日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉 田 清 一

近畿選挙区滋賀県選挙分会長

滋賀県野洲市 吉田清一

近畿選挙区滋賀県選挙分会長職務代理者

滋賀県大津市 中西功

滋選委告示第8号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各選挙区の選挙会は、次の日時および場所において行う。

令和8年1月27日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田清一

区分	場所	日時
滋賀県第1区	滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県議会第一委員会室	令和8年2月11日 午前9時30分
滋賀県第2区	滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県議会第一委員会室	令和8年2月11日 午前10時
滋賀県第3区	滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県議会第一委員会室	令和8年2月11日 午前10時30分

滋選委告示第9号

令和8年2月8日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における近畿選挙区滋賀県選挙分会は、次の日時および場所において行う。

令和8年1月27日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田清一

日時 令和8年2月11日午後1時

場所 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県議会第一委員会室

滋選委告示第10号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙に用いる投票用紙および点字投票用紙の様式を次のとおり定める。

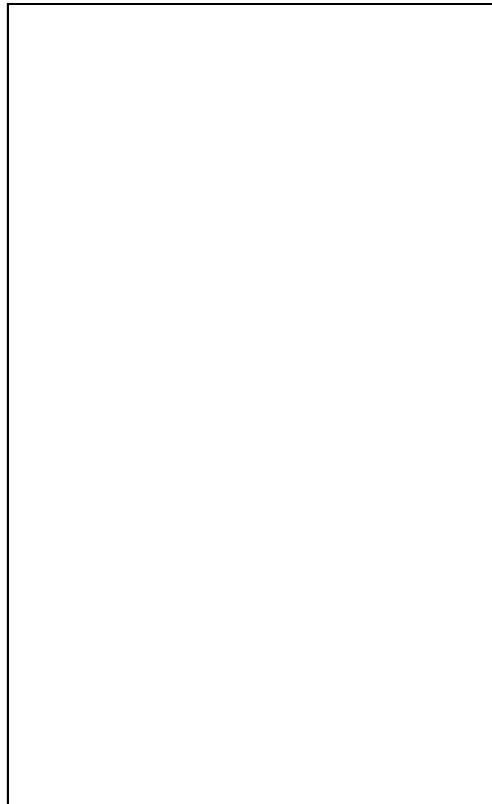
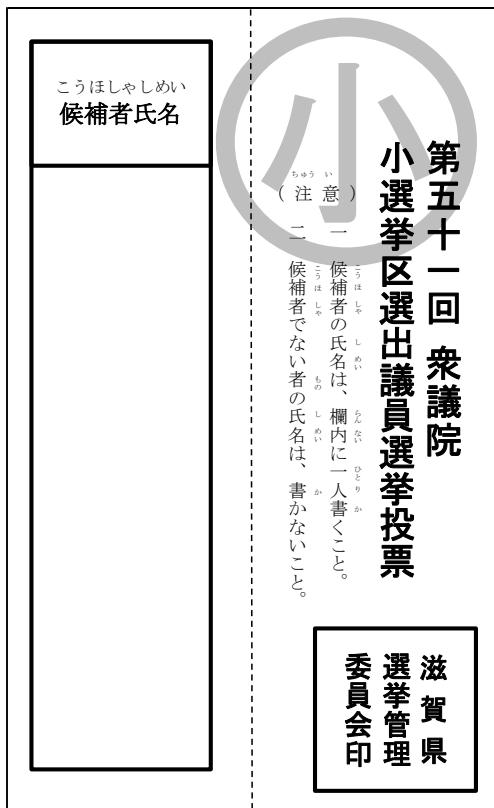
令和8年1月27日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田清一

投票用紙

表

裏

折
目

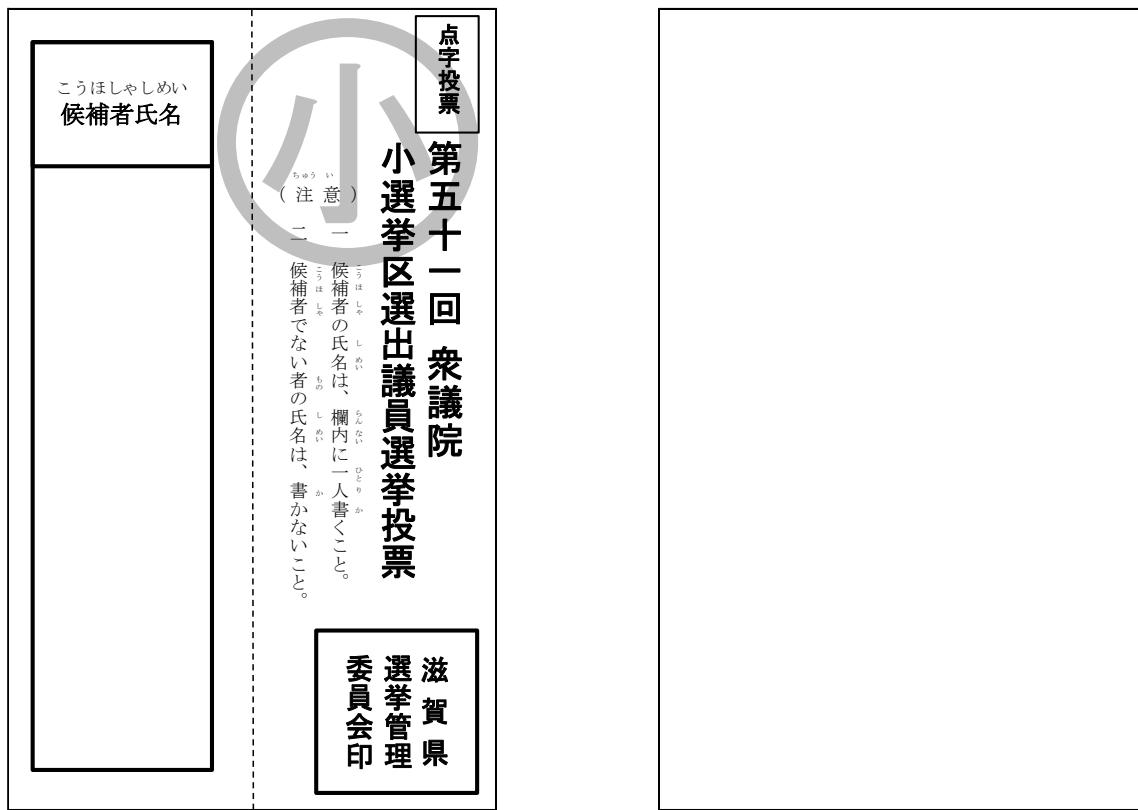
- 備考 1 投票用紙の色は、あさぎ色とする。
2 滋賀県選挙管理委員会印は、黒色のインクで刷込みとする。
3 投票用紙は、黒色のインクで印刷する。

点字投票用紙

表

裏

折目



備考1 投票用紙の色は、あさぎ色とする。

- 2 滋賀県選挙管理委員会印は、黒色のインクで刷込みとする。
- 3 投票用紙は、黒色のインクで印刷する。
- 4 投票用紙中、選挙の名称が記載された位置に点字で「しゅ一 しょ一せんきょく」と表示する。

滋選委告示第11号

令和8年2月8日執行の衆議院比例代表選出議員選挙に用いる投票用紙および点字投票用紙の様式を次のとおり定める。

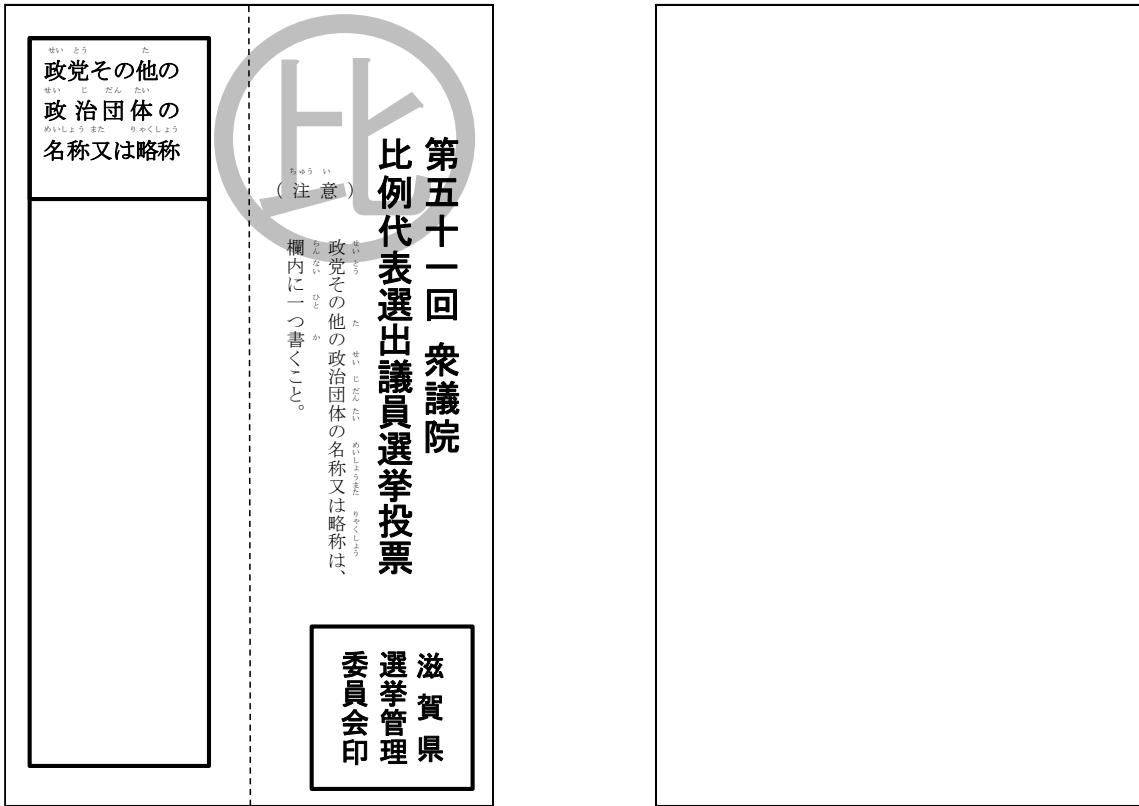
令和8年1月27日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田清一

投票用紙

表

裏

折
目

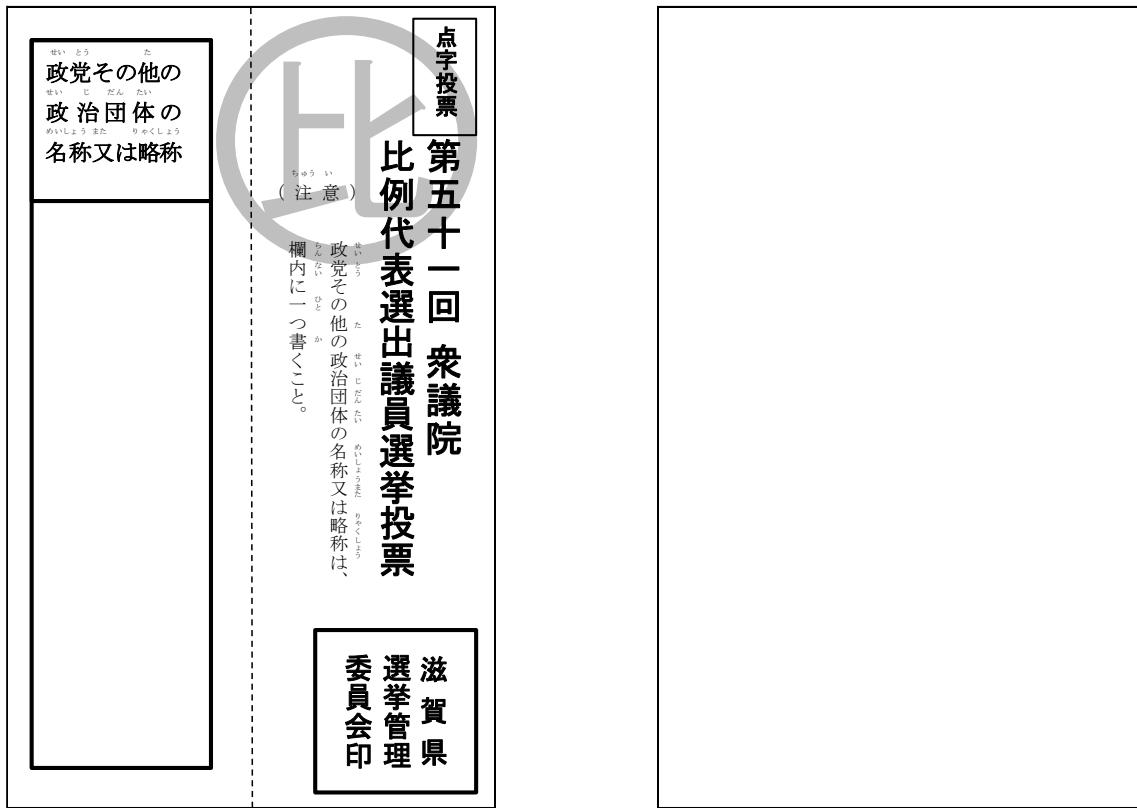
- 備考 1 投票用紙の色は、ピンク色とする。
2 滋賀県選挙管理委員会印は、黒色のインクで刷込みとする。
3 投票用紙は、黒色のインクで印刷する。

点字投票用紙

表

裏

折目



備考1 投票用紙の色は、ピンク色とする。

- 2 滋賀県選挙管理委員会印は、黒色のインクで刷込みとする。
- 3 投票用紙は、黒色のインクで印刷する。
- 4 投票用紙中、選挙の名称が記載された位置に点字で「しゅ一 ひれい」と表示する。

滋選委告示第12号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第5項の規定により候補者がポスター掲示場に同法第143条第1項第4号の3および第5号のポスターを掲示することができる日は、令和8年1月27日からとする。

令和8年1月27日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田清一

滋選委告示第13号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第14条第1項の規定により行う各候補者届出政党の政見放送の日時を定めるくじは、次の日時および場所において行う。

令和8年1月27日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田清一

日時 令和8年1月27日午後8時30分

場所 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県選挙管理委員会室

滋選委告示第14号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第167条の規

定により発行する選挙公報の掲載順序を定めるくじは、各選挙区につき次の日時および場所において行う。

令和8年1月27日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田清一

区分	場所	日時
滋賀県第1区	滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県選挙管理委員会室	令和8年1月27日 午後6時
滋賀県第2区	滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県選挙管理委員会室	令和8年1月27日 午後6時30分
滋賀県第3区	滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県選挙管理委員会室	令和8年1月27日 午後7時30分

滋選委告示第15号

令和8年2月8日執行の衆議院比例代表選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第167条の規定により発行する選挙公報の掲載順序を定めるくじは、次の日時および場所において行う。

令和8年1月27日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田清一

日時 令和8年1月28日午後6時

場所 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県選挙管理委員会室

滋選委告示第16号

令和8年2月8日執行の衆議院比例代表選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条の規定により行う名簿届出政党等の名称および略称等の掲示の掲載順序を定めるくじは、次の日時および場所において行う。

令和8年1月27日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田清一

日時 令和8年1月27日午後7時

場所 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県選挙管理委員会室

滋選委告示第17号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定による各選挙区の候補者1人当たりの選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和8年1月27日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田清一

区分	支出金額の制限額
滋賀県第1区	23,953,800円
滋賀県第2区	25,520,900円
滋賀県第3区	25,003,000円

滋選委告示第18号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙に用いる仮投票用封筒、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第53条第1項および第54条第1項の規定による投票用封筒の外封筒、郵便等による不在者投票における投票用封筒の外封筒ならびに特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票における投票用封筒の外封筒に押すべき滋賀県選挙管理委員会印については、黒色のインクで刷込みとする。

令和8年1月27日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田清一

滋選委告示第19号

令和8年2月8日執行の衆議院比例代表選出議員選挙に用いる仮投票用封筒、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第53条第1項および第54条第1項の規定による投票用封筒の外封筒、郵便等による不在者投票における投票用封筒の外封筒ならびに特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票における投票用封筒の外封筒に押すべき滋賀県選挙管理委員会印については、赤色のインクで刷込みとする。

令和8年1月27日

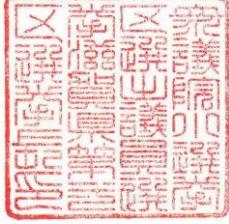
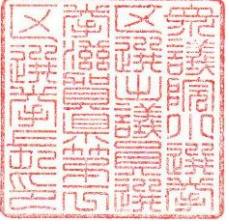
滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田清一

滋選委告示第20号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各選挙区の選挙長印を次のとおり定める。

令和8年1月27日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田清一

滋賀県第1区	滋賀県第2区	滋賀県第3区
		

30ミリメートル平方

30ミリメートル平方

30ミリメートル平方

滋選委告示第21号

令和8年2月8日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における近畿選挙区滋賀県選挙分会長印を次のとおり定める。

令和8年1月27日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田清一



30ミリメートル平方

滋選委告示第22号

令和8年2月8日執行の最高裁判所裁判官国民審査における滋賀県審査分会長および同職務代理者を次のとおり選任する。

令和8年1月27日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田清一

審査分会長

滋賀県野洲市 吉田清一

審査分会長職務代理者

滋賀県大津市 中西功

滋選委告示第23号

令和8年2月8日執行の最高裁判所裁判官国民審査における滋賀県審査分会は、次の日時および場所において行う。

令和8年1月27日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田清一

日時 令和8年2月11日午後1時30分

場所 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県議会第一委員会室

滋選委告示第24号

令和8年2月8日執行の最高裁判所裁判官国民審査に用いる投票用紙および点字投票用紙の様式を次のとおり定める。

令和8年1月27日

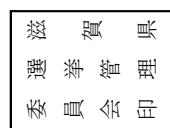
滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田清一

投票用紙

表

折目

最高裁判所裁判官国民審査投票



裏

									Xを書く欄	注意
									裁判官の氏名	一 やめさせた方がよいと思う裁判官については、その氏名の上の欄にXを書くこと。 二 やめさせなくてよいと思う裁判官については、何も書かないこと。

備考1 投票用紙の色はうぐいす色で、黒色のインクで印刷する。

2 滋賀県選挙管理委員会印は、黒色のインクで刷込みとする。

点字投票用紙

折目	表	折目
(ちゆう 注二)	意一 やめさせた方がよいと思われる裁判官があるときは、その氏名を書くこと。 やめさせた方がよいと思う裁判官がないときは、何も書かないこと。	点字投票
最高裁判所裁判官国民審査投票	第二十七回	
委員会印	滋賀県	選管署理

裏

- 備考1 投票用紙の色はうぐいす色で、黒色のインクで印刷する。
2 滋賀県選挙管理委員会印は、黒色のインクで刷込みとする。
3 投票用紙中、投票の名称が記載された位置に点字で「こくみん しんさ」と表示する。

令和8年2月8日執行の最高裁判所裁判官国民審査において、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第52条の規定により市町の選挙管理委員会が行う審査に付される裁判官の氏名等の掲示は、次の様式により行う。

令和8年1月27日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田清一

							裁 判 官 の 氏 名	最 高 裁 判 所 裁 判 官 國 民 審 査 等 掲 示
							任 命 年 月 日	選 挙 管 理 委 員 会

滋選委告示第26号

令和8年2月8日執行の最高裁判所裁判官国民審査に用いる仮投票用封筒、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第53条第1項および第54条第1項の規定による投票用封筒の外封筒、郵便等による不在者投票における投票用封筒の外封筒ならびに特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票における投票用封筒の外封筒に押すべき滋賀県選挙管理委員会印については、緑色のインクで刷込みとする。

令和8年1月27日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田清一

滋選委告示第27号

令和8年2月8日執行の最高裁判所裁判官国民審査における滋賀県審査分会長印を次のとおり定める。

令和8年1月27日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田清一



30ミリメートル平方

滋選委告示第28号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項および第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第76条第1項、第81条第1項および第86条第1項ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数

と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数ならびに地方自治法第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、令和8年1月26日現在において次のとおりである。

令和8年1月27日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田清一

50分の1の数	22,904
80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と	
40万に6分の1を乗じて得た数と	
40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	243,146
大津市選挙区の3分の1の数	95,115
彦根市犬上郡選挙区の3分の1の数	35,883
長浜市選挙区の3分の1の数	30,483
近江八幡市竜王町選挙区の3分の1の数	25,318
草津市選挙区の3分の1の数	37,909
守山市選挙区の3分の1の数	23,024
栗東市選挙区の3分の1の数	18,826
甲賀市選挙区の3分の1の数	23,443
野洲市選挙区の3分の1の数	13,857
湖南市選挙区の3分の1の数	14,120
高島市選挙区の3分の1の数	12,746
東近江市日野町愛荘町選挙区の3分の1の数	40,811
米原市選挙区の3分の1の数	10,192

衆議院小選挙区選出議員選挙各選挙区選挙長告示

衆小選滋1告示第1号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における滋賀県第1区選挙長の事務は、次の場所において取り扱う。

令和8年1月27日

衆議院小選挙区選出議員選挙
滋賀県第1区選挙長 吉田清一

令和8年1月27日

滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県議会第二委員会室および滋賀県議会第三委員会室
令和8年1月28日以降

滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県選挙管理委員会事務局

衆小選滋2告示第1号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における滋賀県第2区選挙長の事務は、次の場所において取り扱う。

令和8年1月27日

衆議院小選挙区選出議員選挙
滋賀県第2区選挙長 柴田智恵美

令和8年1月27日

滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県議会第二委員会室および滋賀県議会第四委員会室
令和8年1月28日以降

滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県選挙管理委員会事務局

衆小選滋3告示第1号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における滋賀県第3区選挙長の事務は、次の場所において取り扱う。

令和8年1月27日

衆議院小選挙区選出議員選挙

滋賀県第3区選挙長 細江正人

令和8年1月27日

滋賀県大津市京町四丁目1番1号

午前10時まで 滋賀県議会第二委員会室および滋賀県議会第五委員会室

午前10時以降 滋賀県議会第二委員会室および滋賀県議会第四委員会室

令和8年1月28日以降

滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県選挙管理委員会事務局

衆小選選滋1告示第2号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、滋賀県第1区選挙長が立候補の届出を受け付ける順位は、令和8年1月27日午前8時30分に選挙長の事務を取り扱う場所に現在する立候補の届出をしようとするものまたはその代理人についてはくじで定め、この時刻後に到着したものについては到着の順により、その到着が同時であるときはくじで定める。

令和8年1月27日

衆議院小選挙区選出議員選挙

滋賀県第1区選挙長 吉田清一

衆小選選滋2告示第2号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、滋賀県第2区選挙長が立候補の届出を受け付ける順位は、令和8年1月27日午前8時30分に選挙長の事務を取り扱う場所に現在する立候補の届出をしようとするものまたはその代理人についてはくじで定め、この時刻後に到着したものについては到着の順により、その到着が同時であるときはくじで定める。

令和8年1月27日

衆議院小選挙区選出議員選挙

滋賀県第2区選挙長 柴田智恵美

衆小選選滋3告示第2号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、滋賀県第3区選挙長が立候補の届出を受け付ける順位は、令和8年1月27日午前8時30分に選挙長の事務を取り扱う場所に現在する立候補の届出をしようとするものまたはその代理人についてはくじで定め、この時刻後に到着したものについては到着の順により、その到着が同時であるときはくじで定める。

令和8年1月27日

衆議院小選挙区選出議員選挙

滋賀県第3区選挙長 細江正人

衆小選選滋1告示第3号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条の規定による滋賀県第1区選挙会の選挙立会人を定めるくじは、次の日時および場所において行う。

令和8年1月27日

衆議院小選挙区選出議員選挙

滋賀県第1区選挙長 吉田清一

日時 令和8年2月5日午後6時30分

場所 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県選挙管理委員会室

衆小選選滋2告示第3号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条の規定による滋賀県第2区選挙会の選挙立会人を定めるくじは、次の日時および場所において行う。

令和8年1月27日

衆議院小選挙区選出議員選挙

滋賀県第2区選挙長 柴田智恵美

日時 令和8年2月5日午後7時

場所 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県選挙管理委員会室

衆小選選滋3告示第3号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条の規定による滋賀県第3区選挙会の選挙立会人を定めるくじは、次の日時および場所において行う。

令和8年1月27日

衆議院小選挙区選出議員選挙

滋賀県第3区選挙長 細江正人

日時 令和8年2月5日午後7時30分

場所 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県選挙管理委員会室

衆議院比例代表選出議員選挙近畿選挙区滋賀県選挙分会長告示

衆比選近滋告示第1号

令和8年2月8日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における近畿選挙区滋賀県選挙分会長の事務は、次の場所において取り扱う。

令和8年1月27日

衆議院比例代表選出議員選挙

近畿選挙区滋賀県選挙分会長 吉田清一

令和8年1月27日

滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県議会第二委員会室

令和8年1月28日以降

滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県選挙管理委員会事務局

衆比選近滋告示第2号

令和8年2月8日執行の衆議院比例代表選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条の規定による近畿選挙区滋賀県選挙分会の選挙立会人を定めるくじは、次の日時および場所において行う。

令和8年1月27日

衆議院比例代表選出議員選挙

近畿選挙区滋賀県選挙分会長 吉田清一

日時 令和8年2月5日午後6時

場所 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県選挙管理委員会室

最高裁判所裁判官国民審査滋賀県審査分会長告示

裁審滋告示第1号

令和8年2月8日執行の最高裁判所裁判官国民審査において、法令の規定に基づき滋賀県審査分会長が行う告示は、滋賀県公報に登載して行う。

令和8年1月27日

最高裁判所裁判官国民審査滋賀県審査分会長 吉田清一